

狩猟税納税証紙の購入等について

狩猟者登録の申請をされる方は、狩猟者登録申請書に必要事項を記入の上、狩猟税については「滋賀県狩猟税納税証紙」を、登録手数料（1,800円）については「滋賀県収入証紙」を貼付し、管轄区域の森林整備事務所または自然環境保全課（県外居住者の場合）あてに申請書を提出してください。

○狩猟税納税証紙（見本）



16,500円



8,200円

○収入証紙（見本）



※登録手数料1,800円分購入してください

※狩猟税納税証紙については、消印を行わずに貼付してください。

※「狩猟税納税証紙」と「滋賀県収入証紙」は、販売場所が異なりますのでご注意ください。

1. 滋賀県狩猟税納税証紙の販売場所

販売場所	所在地	TEL	販売時間
西部県税事務所	大津市松本一丁目2-1	077-522-9805	9時00分～ 12時00分 13時00分～ 17時00分
総務事務・厚生課高島総務経理係	高島市今津町今津1758	0740-22-6012	
中部県税事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707	
中部県税事務所甲賀納税課	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106	
東北部県税事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6606	

2. 滋賀県収入証紙の販売場所

販売場所	販売時間
滋賀県庁会計管理局管理課	9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
会計管理局会計課各地域会計係 （南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島の各合同庁舎内） 長浜土木事務所木之本支所	9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
滋賀銀行 本店・県内支店出張所	9時00分～15時00分
平和堂一部店舗	各店舗営業時間

狩猟税の区分および税率

登録を行う免許	区 分	狩猟税率
網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許	下記以外の方	8,200円
	狩猟税の軽減税率適用者 (下記のいずれかに該当する方) (1) 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方 (2) 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族 (3) 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、農・林・水産業に従事している方	5,500円
	※1 市町が発行する証明書の添付が必要です。 ※2 (3)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
第 一 種 銃 猟 免 許 (装 薬 銃) ※空気銃についても使用が可能	下記以外の方	16,500円
	狩猟税の軽減税率適用者 (下記のいずれかに該当する方) (1) 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方 (2) 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族 (3) 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、農・林・水産業に従事している方	11,000円
	※1 市町が発行する証明書の添付が必要です。 ※2 (3)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
第 二 種 銃 猟 免 許 (空 気 銃 の み)		5,500円

○注意事項

◆空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟で狩猟者登録を受けた方が、その後第一種銃猟の狩猟者登録をされた場合は、第二種銃猟の狩猟者登録に係る狩猟税に加えて第一種銃猟の狩猟者登録に係る狩猟税が課税されます。

◆網猟とわな猟の両方の狩猟者登録を受ける場合は、それぞれについて狩猟税が課税されます。

◆狩猟税は、狩猟者の登録に対して課税されるものであるため、仮に県内の一部または全部の区域が指定猟法禁止区域に指定され、狩猟を行うことができなくなった場合でも、登録時に納付済みの狩猟税の還付はできません。

■対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和11年3月31日までは狩猟税がかかりません。

■許可捕獲等をした方または許可捕獲等に従事した方が狩猟者の登録を受ける場合には、令和11年3月31日までは上記税率が2分の1(100円未満切り捨て)となります。